

定員変更の事前協議について

資料 3 - 7

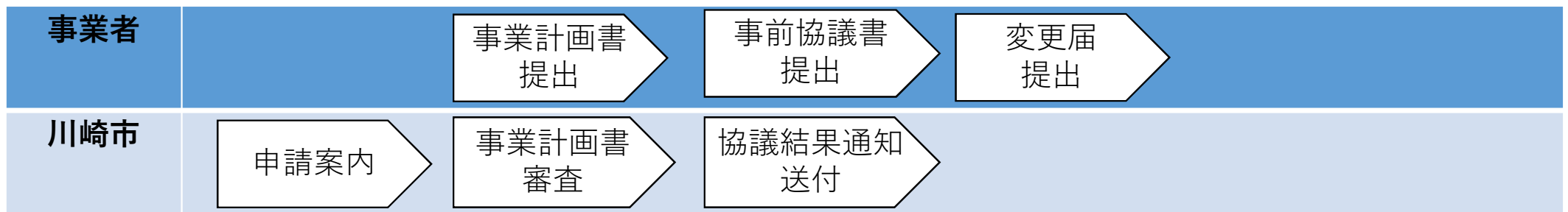
1 定員変更の案内

毎年 6 月ごろ

2 定員変更の実施月

1 0 月、4 月（年 2 回、原則 1 0 月は定員数の減のみ）

3 手続の流れ



4 その他注意事項

- ・ 1 0 月に定員を変更した場合、原則として翌年 4 月は定員変更不可
- ・ 定員変更月の児童の受入に際し、利用定員の超過受入不可
- ・ 定員変更の案内時、年齢別利用定員、開所時間等）の変更も併せて実施